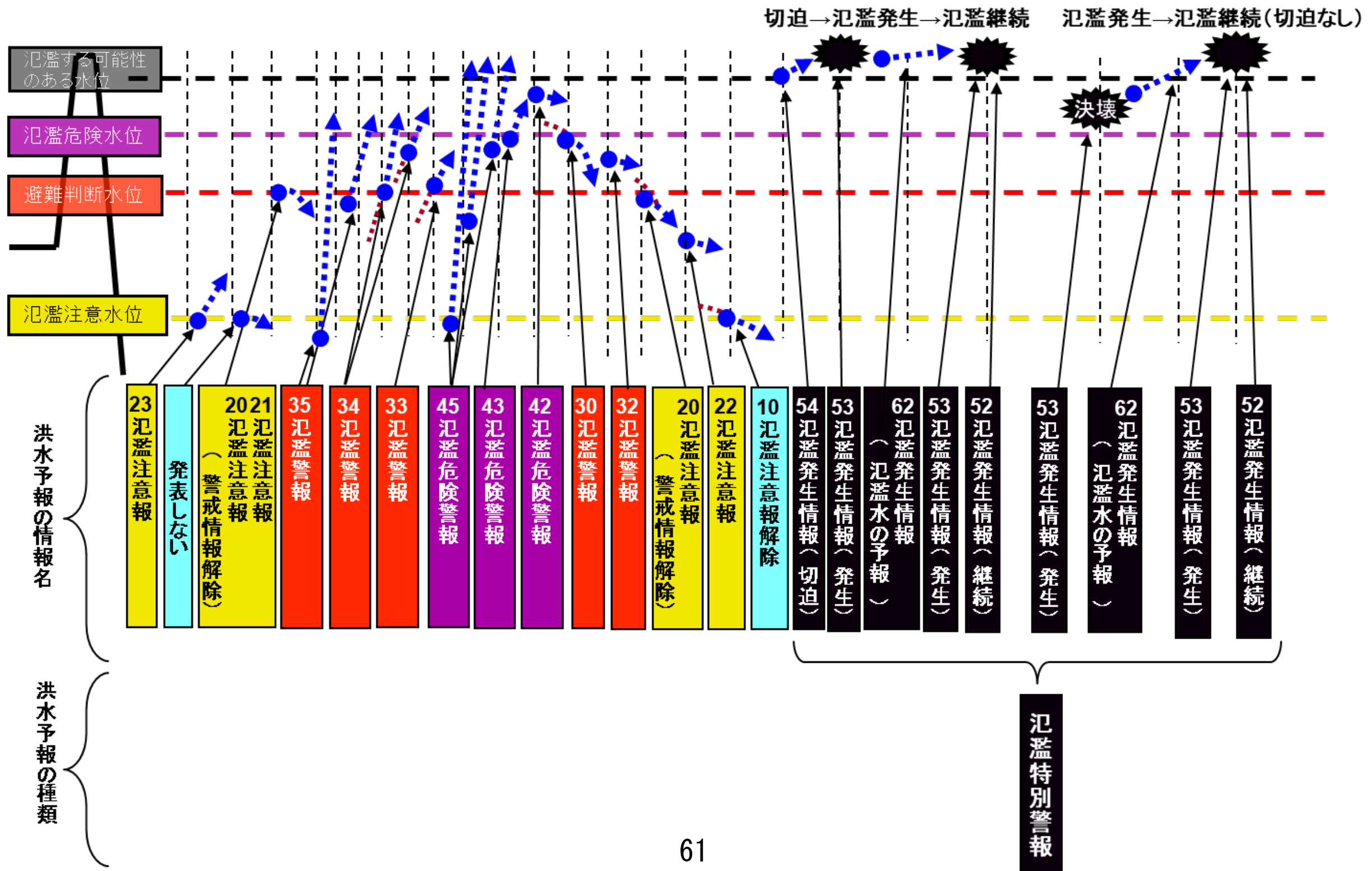
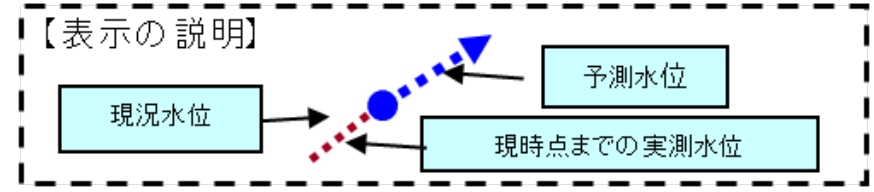


【令和8年度 変更箇所】

- 「氾濫する可能性がある水位」を「氾濫発生水位」に表現を変更。
- 新しい防災気象情報の運用（令和8年5月下旬から運用開始予定）に伴い、情報名称が変更。

天竜川上流洪水予報&水防警報に係る観測所一覧表		観測所名		【伊那富】	北殿	伊那	【沢渡】	下平	【市田】	伊久間	【天竜峡】				
		予警報	水防警報	●	●	●	●	●	●	●	●				
	洪水予報	水防警報													
氾濫発生水位 (m)	氾濫特別警報	レベル5	警戒	4.30	—	—	2.10	—	4.40	—	17.80				
計画高水位 H.W.L (m)		レベル4	警戒	3.12	8.04	5.55	4.41	4.70	4.81	6.24	20.20				
氾濫危険水位 (m)	氾濫危険警報	レベル3	警戒	3.10	—	—	1.80	—	4.00	—	16.30				
避難判断水位 (m)	氾濫警報	レベル2	警戒	2.60	—	—	1.70	—	3.70	—	15.30				
出動水位 (m)	氾濫注意報	レベル1	出動	2.20	7.00	4.50	1.30	2.60	2.00	2.50	12.50				
氾濫注意水位 (m)			準備	1.50	6.50	4.00	0.90	2.40	1.40	1.70	11.00				
水防団待機水位 (m)	早期注意情報		(待機)	1.00	6.00	3.50	0.50	2.20	0.70	1.40	9.70				
				洪水予報	水防警報	水防警報	水防警報	洪水予報	水防警報	水防警報	洪水予報	水防警報			
受け持ち 区間 (市町村名)				辰野町	辰野町	南箕輪村	伊那市	伊那市	伊那市	駒ヶ根市	松川町	松川町	喬木村	喬木村	喬木村
				箕輪町	箕輪町	伊那市		宮田村	宮田村	飯島町	高森町	高森町	飯田市	飯田市	飯田市
				南箕輪村	南箕輪村		駒ヶ根市	駒ヶ根市	中川村	豊丘村	豊丘村				
				伊那市			飯島町		松川町	喬木村	喬木村				
							中川村		飯田市	飯田市					
							松川町								

洪水予報・氾濫発生情報の発表イメージ



氾濫発生情報の発表形式(参考)

氾濫等の通報の発表形式

正規

〇〇〇 市
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇〇川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所/〇〇地方気象台 発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	5	3
更新	水位 又は 流量	現況	5 (氾濫しているおそれ)
		予測	3 (レベル3水位超過)
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

正規

〇〇〇 市
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇〇川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所/〇〇地方気象台 発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区(右岸)

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区(右岸)付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	5	3
更新	水位 又は 流量	現況	5 (氾濫の確認)
		予測	3 (レベル3水位超過)
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区(右岸)	<ul style="list-style-type: none"> ●〇〇県 ●〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□地区) ●△△市(△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

※「氾濫しているおそれ」情報を発表後に越水・破堤等の確認した場合は「氾濫が発生」情報を発表していただくことを想定

事務連絡
令和8年4月23日

天竜川上流水防連絡会

委員各位
幹事各位
オブザーバー各位

天竜川上流河川事務所
事務所長 赤沼 隼一

水防法一部改正による氾濫等の通報における、氾濫発生水位について

令和7年12月の水防法改正を踏まえ、水防法第24条の2の氾濫等の通報については、河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとされております。

氾濫等の通報を行うためには「氾濫発生水位」を設定する事となりますので、以下のとおり連絡させていただきます。

本来であれば各市町様に「氾濫発生水位」及びその算定箇所についてご説明しご理解いただいた上で長野県水防計画書に定めるべきではございますが、その手続きを踏みますと長野県水防計画書の更新に間に合わないため、申し訳ございませんが、本連絡で代えさせて頂くものでございます。

つきましては、天竜川上流河川事務所においては、氾濫発生水位及び箇所を以下のとおり算定しておりますので、連絡をさせていただきます。

なお、「氾濫発生水位」の設定につきましては、別添「氾濫開始水位及び氾濫発生水位の設定要領(案)」をご確認頂けますようお願い申し上げます。

水系名	河川名	観測所名	氾濫発生水位	氾濫発生水位の算定箇所
天竜川水系	天竜川	伊那富水位観測所	4.30m	上伊那郡辰野町伊那富地先
		沢渡水位観測所	2.10m	上伊那郡中川村葛島地先
		市田水位観測所	4.40m	下伊那郡豊丘村河野地先
		天竜峡水位観測所	17.80m	飯田市下久堅知久平地先

<問い合わせ先>

天竜川上流河川事務所 流域治水課 課長 小原 彩

氾濫開始水位及び氾濫発生水位の設定要領（案）

1. 本要領の取り扱い

本要領は、「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」のとりまとめ（令和8年●月●日）により、氾濫発生水位^{※1}への到達を以て氾濫等の通報を行うこととなったことを踏まえ、氾濫開始水位および氾濫発生水位（以下「氾濫開始水位等」という。）の設定について基本的な事項を記したものである。洪水予報を実施する河川及び水位情報の通知及び周知を実施する河川について記しているが、その他の河川についても氾濫開始水位等を設定する際は参考にされたい。

担当部局での氾濫開始水位等の設定にあたっては本要領による他、河川特性や地域条件等を十分考慮し、地域に則したものとする必要がある。

また、本要領は堤防の高さによる設定を主に記述しており、堤防の質的要因等については、「河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）（平成28年3月）」に基づき浸透・侵食の監視の強化に取り組まれない。

なお、氾濫開始水位等は「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」及び「中小河川の特別警戒水位の設定要領」に基づき危険水位、氾濫危険水位及び特別警戒水位を設定する過程において設定されるものであるが、改めて設定要領としてとりまとめたものである。

※1 氾濫発生水位はこれまで「氾濫する可能性のある水位」としていた名称を変更したものであり、同義である。

2. 氾濫開始水位等の定義

氾濫開始水位は、原則として「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫が起こる水位」であり、河川の箇所毎に設定するものとする。

氾濫発生水位は、箇所毎の危険水位を踏まえ、洪水予報や水位到達情報の周知、通知を実施する観測所（以下「洪水予報等観測所」という。）の受け持つ区域において、レベル5 氾濫発生情報を発表する水位であり、洪水予報等観測所毎に1個又は複数個設定するものとする。

氾濫開始水位とは、原則、河川の箇所毎（断面毎に縦断的視点で整理）の堤防天端高であり、危険水位と同様に洪水による堤防の決壊や無堤部からの溢水により河川区域外で相当の家屋浸水等の被害を生ずる箇所から氾濫開始水位を設定する。

なお、洪水予報等観測所の水位と、箇所毎の氾濫開始水位との関係を把握する必要があることから、別途洪水予報等観測所に換算した「氾濫開始相当水位（箇所毎）」から最も低いものとして「氾濫開始相当水位（暫定値）」を定めるものとし、後述する方法により、水防法24条の2で規定された氾濫等の通報であるレベル5 氾濫発生情報を発表する基準となる氾濫発生水位を設定するものとする。

また、氾濫開始水位は、現状において把握可能なデータや手法等により定めることとしているが、実際の現象がこれとは異なる場合があることに留意して取り扱われたい。

3. 設定の手順

氾濫開始水位等の設定は、基本的に以下の手順による。

- ①洪水予報等観測所の受け持つ予報区域において、箇所毎に氾濫開始水位を定める。
- ②箇所毎の氾濫開始水位を洪水予報等観測所の水位に換算する。
- ③洪水予報等観測所の受け持つ予報区域を一連の区間に分割する。
- ④箇所毎の氾濫開始水位から洪水予報等観測所に換算した氾濫開始相当水位（箇所毎）のうち、一連区間において最も低い水位を一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）とする。
- ⑤一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）を総合的に勘案し、洪水予報等観測所の受け持つ予報区域における氾濫発生水位とする。

4. 設定の考え方

(1) 箇所毎の氾濫開始水位の設定

氾濫開始水位は、洪水予報等観測所の受け持つ予報区域において、箇所毎に設定することを基本とするが、予報区域内の河川の整備状況に応じて氾濫開始水位を設定する箇所や区間を特定することもできるものとする。

氾濫開始水位は各箇所ですることを基本とするが、各箇所の氾濫開始水位を洪水予報等観測所の水位に換算することから、実務的には洪水予報等観測所の受け持つ予報区域内において流量規模別の水位状況から、相対的に早く氾濫開始水位に達すると思われる箇所や区間が特定されるような場合には、一連区間毎に当該箇所及び区間のみについて氾濫開始水位を設定できるものとする。

また、箇所毎の氾濫開始水位を定めるにあたり、想定される浸水区域及び家屋浸水等の被害状況についても把握を行うものとする。

なお、河道データ等が十分でないことなどにより箇所毎の氾濫開始水位を定めることが困難な場合は、必要に応じて地形図や航空写真等の利用や過去の洪水被害を経験した水防団員等からのヒアリング等を行い、危険箇所や区間を特定し、当該箇所での氾濫開始水位を定める。

(2) 箇所毎の氾濫開始水位から洪水予報等観測所での水位への換算

箇所毎の氾濫開始水位から洪水予報等観測所での水位への換算は、各河川の状況に応じた適正な計算手法により行う。

計算手法は、等流計算、不等流計算、不定流計算等各河川の状況に応じた手法とし、計算の実施にあたり、できる限り橋脚や樹木の影響を考慮するが、目的が危険箇所から洪水予報等観測所への水位換算であることから、原則として橋梁のクリアランスについては考慮しないものとする。

なお、一連区間にわたり河道の測量データ等を所有していないなど計算によることが困難な場合は、水防団員等からのヒアリングにより把握する方法等、地域の実情に応じた方法により行うものとする。

(3) 洪水予報等観測所の受け持つ予報区域を一連区間に分割

洪水予報等観測所の受け持つ予報区域を、氾濫区域の状況等から一連の区間に分割する。

氾濫開始水位を設定した箇所が氾濫した場合の氾濫形態（流下型、貯留型、拡散型）や氾濫区域を把握し、洪水予報等観測所の受け持つ予報区域を一連の氾濫特性を持つ区域（一連区間）に分割する。

(4) 各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）の設定

各一連区間内の箇所毎の氾濫開始水位から洪水予報等観測所での水位に換算した水位のうち、相当の家屋浸水等の被害を生じる恐れのある水位の中で、最も低い水位を各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）とする。

各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）は、原則、相当の家屋浸水等の被害を生じる恐れのある最も低い水位とするが、各一連区間内の氾濫開始相当水位（箇所毎）に大きな差があるなど、一つに定めることが不適切と判断される場合は、段階的に複数の水位を定めるものとする。

(5) 洪水予報等観測所における氾濫発生水位の設定

洪水予報等観測所の受け持つ予報区域において、各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）を予報区域全体で総合的に勘案し、「洪水予報等観測所における氾濫発生水位」を1個または複数個設定する。

洪水予報等観測所における氾濫発生水位は、予報区域全体で総合的に勘案し設定するものとし、各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）が、同程度の水位とみなせる場合には、これを代表する水位をもって、洪水予報等観測所における（各一連区間共通の）氾濫発生水位とすることができるものとする。

また、各一連区間における氾濫開始相当水位（暫定値）に大きな差があるなど、一つに定めることが不適切と判断される場合は、段階的に複数個定めるものとする。

なお、設定した洪水予報等観測所における氾濫発生水位及び想定される被害状況（氾濫区域、家屋浸水等被害状況）について、予め関係機関へ周知するとともに、別途通知している「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」により設定した氾濫危険水位以下で小規模な被害が起こる恐れのある区域がある場合には、これらの区域に対し、別途、洪水時の情報提供等について検討する。

5. 氾濫開始水位等の見直し

氾濫開始水位等は、改修事業の進捗や災害による堤防の被災等、状況の変化に応じ見直しを行う。

築堤、掘削等の改修や河床洗掘や砂洲の堆積等による河道状況の変化、水位等のデータの蓄積、氾濫区域の土地利用の状況変化等が生じた場合や、地震や洪水等の災害により堤防の高さや河道の状況等に変化が生じた場合には、必要に応じて氾濫開始水位および洪水予報等観測所における危険水位換算水位の見直しを行うものとする。